

2020年度「全腎協ニューズレター」第1号
全腎協事務局作成（2020. 6. 9）

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ障害年金診断書提出期限延長へ
- 透析再導入の時は要注意 -

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、障害年金診断書の提出期限が1年延長されます。そもそも障害年金は1～5年ごとに診断書を提出し、年金保険制度の障害認定基準に該当していることが確認されれば、受給が継続されるしくみです。本来、提出期限までに診断書を提出しないと、受給中の障害年金は一時差し止められます。

日本年金機構は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年2月末から2021年2月末までに診断書の提出期限を迎える人については、それぞれ1年間延長することを決めました。

今年2月から6月の間に提出期限を迎える人は、現時点で、診断書を作成・提出する必要はなく、また、7月から来年2021年2月までの間に提出期限を迎える人には、日本年金機構から診断書は送付されません。来年以降、改めて診断書は送付されます。

診断書の提出期限が延長されるにあたり注意が必要なのは、障害年金が支給停止となっている移植者が、今後透析再導入となった場合です。延長された診断書の提出期限を待たず、速やかに「支給停止事由消滅届」の手続きを行う必要があります（障害年金3級で65歳以上の方は請求できない場合がある）。支給開始は手続きを行った翌月からであり、再導入月にさかのぼることはありません。



なお、20歳前初診の障害基礎年金については、障害状態を確認する診断書の提出は延長されても、所得状況の確認は延長されないため、診断書提出延長期限前に所得状況によって支給停止となることがあります。

詳しくは、最寄りの年金事務所へお尋ねください。

参考 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/0424.files/01.pdf>

■2020年度の年金支給額の改定

2020年度の年金額が改定されました。4月（6月支払分）から、前年度から0.2%引き上げられた額が支給されます。

障害基礎年金2級および老齢基礎年金（満額支給）を受給している人は、月額6万5,141円（133円増）へと増えます。

国民年金保険料については、130円負担が増え月額1万6,540円へ引き上げられます。

国民年金任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金を受けられない障害者の救済制度である「特別障害給付金」では、2級は月額4万1,960円（420円増）に増額されます。

また、昨年10月に消費税引き上げに伴いスタートした年金生活者支援給付金は、前年度の物価変動率に基づき、0.5%の引き上げとなることから、例えば障害基礎年金2級受給者では月額5,030円（30円増）に増えます。

2020年度の年金額

| 国民年金（基礎年金） | 月額 |
|------------|----------|
| 老齢基礎（満額） | 6万5,141円 |
| 障害基礎（2級） | |
| 障害基礎（1級） | 8万1,423円 |

| 国民年金保険料 | |
|---------|----------|
| 月額 | 1万6,540円 |

| 特別障害給付金 | 月額 |
|---------|----------|
| 2級 | 4万1,960円 |
| 1級 | 5万2,450円 |

| 年金生活者支給金 | | |
|--------------|---------|--------|
| 老齢年金生活者支給給付金 | 5,030円* | |
| 障害年金生活者支給給付金 | 2級 | 5,030円 |
| | 1級 | 6,288円 |

*基準額であり保険料納付済期間等に応じて算出